償却資産(固定資産税)申告案内はがきの誤送付について

## 1 概要

令和3年12月21日に、償却資産(固定資産税)申告について案内するはがき(以下、「はがき」という。)を発送いたしましたが、はがきを受領したA社から「A社あてのはがきとともに、A社の住所にB社あてのはがきも届いた」との電話連絡を12月22日に受けました。

はがきの発送状況を確認したところ、605 通発送したはがきのうち、38 通について誤った 住所で発送していたことが判明いたしました。

このうち 12 通は、12 月 24 日までに郵便局より返戻されましたが、返戻されていないはがきに関係する事業者には、12 月 27 日までに電話または文書で謝罪するとともに、誤って到達したはがきについて破棄または返送していただくように依頼いたしました。

なお、このはがきに課税情報等は記載されていません。

また、12月24日までに郵便局より返戻された12通を含め、12月27日時点で22通が返戻されています。

誤って発送した 38 通については、再送が不要と申し出のあった事業者を除く 34 通について 12 月 27 日に本来送付すべき住所に改めて発送いたしました。

## 2 原因

本件は、償却資産課税台帳から抽出したデータを発送用データに加工する際に、誤った処理を行ったこと、また、発送前の確認が不足したことにより発生したものです。

## 3 再発防止策

今後は、加工後の発送用データと元データとの突合を実施することにより、再発防止を図ります。